

中川事務所新聞

第47号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【労働保険の年度更新】

労働保険は4月1日から翌年3月31日までを保険年度として、全社一斉に毎年5月に保険料の申告・納付をします。ただし、今年は国会での法律改正審議が遅れたため、期限が6月11日に変更されています。

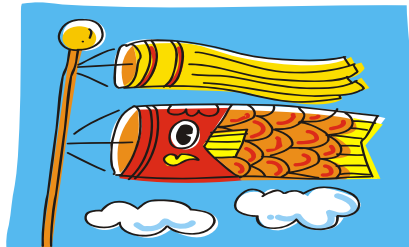
A4版の緑色封筒がそろそろ各社に送付されてきているはず。忘れないよう早めに手続を終わらせましょう。

【年金加入記録再び】

社会保険庁のホームページで、自分の年金加入状況が確認できるようになったことは以前このコーナーでお伝えしました。試しに私の加入記録を調べたところ、なんと空白期間がありました。たまたまにニュースなどで見かける状況に私も置かれているということです。今の法律制度で

はどこにも加入していない状況などあり得ないのに、現実には私は2年間ほどこの世に存在しないことになっています。

この空白期間はどのように処理されるのか？社会保険庁との交渉過程等は後日公開したいと思います。



【駆け込みホットライン】

4月2日、国土交通省内に建設業者の法令違反の通報を受け付ける窓口が設置されました。対象となる情報は例えば次のようなものです。

・元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反（無許可業

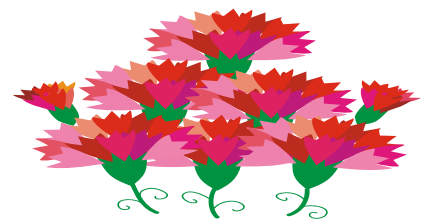
者との契約等）

- ・工事の施行現場に関する法令違反（監理技術者の名義貸し等）
- ・虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

悪質業者排除のためには有効な手段ですが、例えうっかりでも自らがその対象業者にならないよう、法令順守に努めましょう。

【5月の事務予定】

- ・5月決算法人期末実地棚卸
- ・1月決算建設業決算変更届
- ・3月決算法人確定申告&納税
- ・9月決算法人中間申告&納税
- ・自動車税の納付
- ・労働保険の年度更新



知ってお得！？法律雑学

Q. スピード違反で捕まって罰金を払わされました。あのお金はどこへ行くのでしょうか？



A. 一般道路では30km/h（高速道路では40km/h）を境に扱いが違います。

30km/h以下の場合は罰金ではなく、反則金を支払います。このお金は信号機等の交通安全用の施設を作るために使われます。

30km/hを超える場合（いわゆる赤切符）は、裁判を受け

て罰金を払います。このお金は国の一般会計に入って、国民のために使われます。

どちらにしても「贖罪」という意味から、社会の役に立つことは間違いありませんが、あえて言うならば反則金は行政の管轄、罰金は司法の管轄という違いがあります。

経営談義

【人材を育てなければ】

人余りで職安が求職者で溢れていたのは過去のこととなりつつあります。中小企業においても人手不足感が出てきており、特に技術系ではその傾向が顕著になっています。

経営の観点で人材を見ると、それはお金・商品（サービス）とともに経営資源を構成する重要な要素です。そして、人材だけが大企業とまともに対抗できる武器になり得ます。



では、その人材を自社の経営にしっかり組み込むにはどうすればいいのでしょうか？これはもう人材教育しかないでしょう。そしてその教育については、経営者の全責任の下において行わなければなりません。

人材ということになると、その採用段階で優秀な人材を採用することに重きが置かれるようです。しかし、人手不足感が強まっている現状では、中小企業において最初から優秀な人を採用するのは至難の業です。はっきり言って全体として若者の能力が下落傾向にある昨今では、優秀な人ほど大企業に流れると見ておいた方がいいでしょう。

最初から優秀な人材を採用することが困難な状況で、他力本願的にその人材に会社の経営を賭けてもいいのでしょうか？経営者がすべての責任を負う中小企業では、人材に関しても経営者自らが責任を負わなければなりません。そして、そのリスク回避のために絶対必要となるのが人材教育です。

どんな人が会社に入っても立派に育ててやる、人手不足下での経営の舵取りには、そのような経営者の気構えが必要であるように思います。



五月病などにならないよう、気合を入れて頑張りましょう。

中学に進んだ長女が、男子ばかりの剣道部に只一人の女子として入部しました。後に続く者が出るなどと言っていますが、親としてはヒヤヒヤものです。誰に似たのでしょうか？

大型連休はいかがでしたでしょうか？私は六甲山でのアスレチックと赤穂でのバーベキューを楽しんできました。どこへ行っても込み合う中で、この二カ所に関しては人ごみを十分吸収できる規模だったので、比較的楽でした。

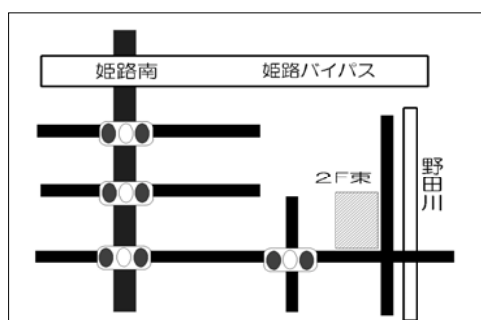
あとがき

ワンストップ「経営・生活」サポーター 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp